

# ラーニング（体験活動推進日）の取得等について

茨城県立古河第二高等学校

## 1 「体験活動推進日」とは

生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で、設定する日である。

ただし、体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではない。

## 2 内容

- ① 年5日以内に限り、保護者等の申請によって、生徒が登校しなくても欠席とならない日を設定する。
- ② 年度内に5日間を取得できなかった場合、残った日数を次年度に繰り越すことはできない。

## 3 対象

全県立中学校、高等学校及び中等教育学校

## 4 実施時期

令和6年4月1日より実施する。

## 5 申請方法

保護者等が1週間前までに学校に申請する。

申請における提出書類等の種類については、以下の通りとする。

- A. 体験活動推進日カード（1週間前までに提出する）
- B. 体験活動報告書（終了後3日後までに提出する）

## 6 取得できない期間

- ① 定期考査1週間前から追考査終了までの期間中
- ② 入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式などの式典行事に係る場合
- ③ 介護実習期間とその前日
- ④ 特別活動関連の行事（文化祭・クラスマッチ・体育祭等）に係る場合
- ⑤ 内科検診・眼科検診等、検診の対象となっている場合
- ⑥ その他外部との関わりがある行事等で、学校が取得できないと判断した日

## 7 諸帳簿における取扱い

- ① 指導要録及び調査書
  - ・「出席停止・忌引等」とする。理由については「(体験活動推進日○○日)」とする。
- ② 出席簿
  - ・「体験活動推進日」と記載し、欠席扱いにしない。
  - ・集計は「出席停止・忌引」の欄に日数を記入する。
- ③ 成績一覧表
  - ・「出席停止・忌引等」に加算する。欠席には算入しない。

## 8 申請の方法

- ① 「体験活動推進日カード」に必要事項を記入する。
  - ・全ての欄をもれなく記入する。記入漏れ、誤字脱字の多いもの、意味が不明瞭なものについては、再提出とする。
  - ・再提出により 1 週間前に提出できなかった場合、無効とはせず受理する。
- ② 原則として、体験活動推進日を取得しようとする日の 1 週間前までに申請をする。
  - ・申請は、保護者が電話で行うものとする。電話のない場合は、無効とする。
  - ・1 週間前までに「体験活動推進日カード」を担任に提出する。事前に提出のないものは、無効とする。
  - ・「体験活動取得カード」には、保護者の署名・捺印を必要とする。
- ③ 「体験活動推進日カード」を受理した後、担任または副担任は、保護者に受理した旨を電話連絡する。
- ④ 取り消す場合は、保護者が電話で連絡する。

## 9 活動体験推進日における生活について

- ① 事件事故に巻き込まれたり、ケガ等することのないよう、十分に注意して行動する。
- ② ケガ等があった場合、学校管理下の活動ではないため、「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度の対象外となる。保護者の責任の下、実施前に家庭で個別に保険に加入するなどして対応する。
- ③ 保護者の同伴は、必ずしも必要としない。

## 10 報告書の提出について

- ① 体験活動推進日の終了 3 日後までに、報告書を提出する。
  - ・3 日を超えて提出した場合は無効とし、欠席扱いにする。無効となったために欠席扱いとした場合は、その理由を「家事都合」とする。
  - ・記入漏れ、誤字脱字、意味が不明瞭な報告書については、再提出を求める。
  - ・再提出により 3 日を超えて提出となった場合は、報告書を受理し、欠席扱いとしない。
  - ・1 週間を超えて再提出がなかった場合は、権利を放棄したものとみなし、欠席扱いとする。
  - ・病気などやむを得ない理由で報告書の提出ができない場合、保護者が担任に連絡し、登校後 3 日以内に報告書を提出する。
- ② 報告書には保護者の署名・捺印を必要とする。
  - ・保護者の署名・捺印がないものは、無効とし、欠席扱いとする。